さらに、新規の事業許可及び事業用自動車の数を増加させる事業計画の変更認可については、特定地域における安易な供給拡大を抑制するよう、これらの許認可処分について処分基準を厳格化するとともに、審査に当たっては現地確認を徹底するなど審査の厳格化を図るものとする。

(3)　資金の確保等

国は、特定地域のタクシー事業者等が行うタクシー事業の適正化及び活性化のための取組を支援するため、地域計画に定められた事業の推進を図るために必要な資金の確保、融通又はそのあっせんその他の援助のために努めるものとする。

4　地方公共団体の役割

地方公共団体は、特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化を推進するため、特定地域におけるタクシーの位置付けを明確化し、他の地域公共交通機関と連携したまちづくりと一体となった総合交通ネットワークとしてのタクシーの機能の向上や、まちづくり・都市政策等の実情を地域計画に反映させることができるよう、地域の実情に応じ、積極的に協議会に参画することが期待される。

5　地域住民その他の関係者の役割

地域住民は、特定地域におけるタクシー事業を適正化及び活性化するために必要な利用者からの視点を協議会における協議に反映させることができるよう、主体的に協議会に参画することに加え、タクシーの地域における多様な役割に関して理解を深め、日常的にタクシーを利用する際においても、タクシー事業者が行う輸送需要の把握のための取組等に積極的に協力することが期待される。

また、他の公共交通事業者、地元企業、病院、観光事業者等の関連事業者が協議会に参画した場合は、タクシー事業の適正化及び活性化の効果的な推進を図るため、当該関連事業者の事業とタクシー事業を連携させた取組を実現するよう努めることとし、特に他の公共交通事業者においては、タクシーとの連携により総合交通ネットワークの機能が向上するよう努めるものとする。

公　告

諸　事　項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２１年（フ）第２８６号

千葉県佐倉市宮本166番地
債務者　有限会社小島電設
代表者代表取締役　小島　和則
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日名子　暁
4　破産債権の届出期間　平成21年10月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月９日午前10時

千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第１０００号

東京都日野市本町５丁目22番５号中原光代方、商業登記簿上の本店所在地東京都日野市大字日野1606番地
債務者　有限会社露木
代表者代表取締役　露木　サト
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　澤田　直宏
4　破産債権の届出期間　平成21年10月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月８日午前11時

東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第２２５９号

横浜市戸塚区汲沢１丁目33番２号
債務者　田中建設株式会社
代表者代表取締役　柴崎　雄二
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉村　文規
4　破産債権の届出期間　平成21年10月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月17日午後２時

横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４５０号

川崎市宮前区馬絹1703番地
債務者　有限会社名古屋米店
代表者取締役　名古屋　俊
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊池　博愛
4　破産債権の届出期間　平成21年10月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月17日午前10時30分

横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第５１８号

川崎市多摩区菅野戸呂３―27パレス三幸92―306号
債務者　株式会社ジニアス
代表者代表取締役　寺田　　崇
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本田　正男
4　破産債権の届出期間　平成21年10月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月17日午後１時30分

横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第５１９号

川崎市多摩区菅野戸呂３―27パレス三幸92―306号
債務者　アコードインク．株式会社
代表者代表取締役　寺田　　崇
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本田　正男
4　破産債権の届出期間　平成21年10月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月17日午後１時30分

横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第２０２２号

愛知県春日井市西山町２丁目１番地の１
債務者　有限会社コラボレーション
代表者代表取締役　杉崎　正英
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北折　大地
4　破産債権の届出期間　平成21年10月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月17日午前10時30分

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２４３８号

名古屋市中区金山１丁目２番５号
債務者　株式会社ヒカリ急送
代表者代表取締役　藤原　　智
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙木　道久
4　破産債権の届出期間　平成21年10月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月15日午後３時

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２２１号

三重県津市安濃町田端上野548番地
債務者　有限会社長谷川組
代表者代表取締役　長谷川一視
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　敏秀
4　破産債権の届出期間　平成21年10月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月27日午後２時

津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３８号

和歌山県新宮市新宮7684番地
債務者　有限会社つるや
代表者代表取締役　筒井　　準
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩永　勝二
4　破産債権の届出期間　平成21年10月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月８日午後１時30分

和歌山地方裁判所新宮支部

平成２０年（フ）第１９４５６号

東京都葛飾区柴又７丁目14―23―206、住民票上の住所東京都葛飾区金町３丁目26―５
債務者　佐竹　修三
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉岡　桂輔
4　破産債権の届出期間　平成21年10月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月13日午前11時

東京地方裁判所民事第20部